

科学技術イノベーション政策推進のための有識者研究会について

平成 23 年 10 月 28 日
内閣府特命担当大臣（科学技術政策）決定

1. 目的

新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）等において、「科学技術イノベーション戦略本部（仮称）」の設置による科学技術とイノベーションを一体的に推進する体制の整備が示されたことに基づき、内閣府特命担当大臣（科学技術政策）の下に、各界の有識者で構成される「科学技術イノベーション政策推進のための有識者研究会」（以下「研究会」という。）を開催し、国家戦略として科学技術イノベーション政策を推進する体制案について検討することとする。

2. 審議事項

審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 科学技術とイノベーションを一体的に推進する体制の在り方
- (2) 政府部内における科学的助言体制の在り方
- (3) その他

3. 構成員

研究会の構成員は、次のとおりとする。ただし、構成員のほか、必要に応じ、外部有識者の出席を求めることができる。

安西 祐一郎	日本学術振興会理事長
大西 隆	日本学術会議会長
岡本 義朗	三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社主席研究員
城山 英明	東京大学大学院法学政治学研究科教授、政策ビジョン研究センター長
中鉢 良治	日本経団連産業技術委員会共同委員長、ソニー副会長
永井 良三	東京大学大学院医学系研究科教授
中村 道治	科学技術振興機構理事長
野間口 有	産業技術総合研究所理事長
橋本 和仁	東京大学大学院工学系研究科教授
吉川 弘之	東京大学名誉教授

4. 会議の公開

原則として公開する。

5. 研究会の庶務

研究会の庶務は、政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）において処理する。